

令 4 技術管理第 1 2 0 5 号の 4
令和 5 年（2023 年） 3 月 2 3 日

関係団体の長 様

山口県土木建築部長

工事請負契約書（頭書）及び山口県建設工事請負契約標準書式の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり工事請負契約書（頭書）山口県建設工事請負契約標準書式を改正したので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対してもこの旨ご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正箇所

- (1) 工事請負契約書（頭書）（単年度用、国債用・単債用）電子、書面両方
工事請負仮契約書（頭書）（単年度用、国債用・単債用）電子、書面両方
・建設発生土の搬出先等の記載を追加

- (2) 建設工事請負契約標準書式（単年度用・国債用・単債用）
・第 2 9 条及び第 3 6 条第 1 項ただし書を改正しました。

①第 2 9 条改正

工事目的物の引渡し前に、不可効力により工事目的物、仮設物又は工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとしました。

②第 3 6 条第 1 項のただし書改正

毎年国の前払金使途拡大に合わせて標準書式の改正を行っていましたが、期間を削除し通年使用できるよう改正しました。

※国の前払金使途拡大が決まりましたら、技術管理課HPにてお知らせします。

2 適用

この書式の改正は、令和5年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用する。

技 術 管 理 課
経 理 班
083-933-3620